

## ○蓮田市空家等対策協議会条例

令和 6 年 3 月 21 日 条例第 13 号

## 蓮田市空家等対策協議会条例

(設置)

**第 1 条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。次条において「法」という。）

第 8 条第 1 項の規定に基づき、蓮田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 2 条第 1 項に規定する空家等に関する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 会議は、会長及び委員 9 人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 公募に応じた市民
  - (2) 市議会の議員
  - (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験のある者
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

**第 5 条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第6条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

(雑則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(蓮田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蓮田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年蓮田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)